

8 就 労

1 たばこ小売販売業の許可基準の緩和

1. 内 容

身体障害者がたばこ小売販売業の許可申請をおこなう場合特例措置があるので、福岡財務支局理財課（TEL 092-472-3985）へ問い合わせのこと。

2. 対 象

身体障害者手帳所持者で自らたばこ小売販売業を行う者

3. 窓 口（申請先）

日本たばこ産業株式会社 九州支社
TEL 092-303-0243

4. 根拠法令・通知

身体障害者福祉法第24条

2 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

1. 概 要

公共職業安定所（ハローワーク）や民間の職業紹介事業者（要件あり）等の紹介で、身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成する。

※雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の方は当コースの対象外。

2. 助成内容

下記の表の通り。

対象労働者	助成額および助成期間 (いずれも半年ごとの申請)	
	大企業	中小企業
① 重度障害者等 (重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者)(1週間あたりの労働時間が30時間以上)	100万円 33万円×2回 34万円×1回 (計1年半)	240万円 40万円×6回 (計3年間)
② ①以外の障害者 (1週間あたりの労働時間が30時間以上)	50万円 25万円×2回 (計1年間)	120万円 30万円×4回 (計2年間)
③ 短時間労働者 (1週間あたりの労働時間が20時間以上30時間未満の方)	30万円 15万円×2回 (計1年間)	80万円 20万円×4回 (計2年間)

3. 対象事業主

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 対象労働者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、かつ当該対象労働者を継続して雇用すること。
- (3) 対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に事業主の都合

による従業員の解雇（勸奨退職を含む）をしていないこと。

- (4) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、助成金の支給または不支給の決定に係る審査に協力すること。

※他にも要件がありますので、詳しくは下記窓口までお尋ねください。

4. 窓 口

福岡労働局 福岡助成金センター
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎本館1F
TEL 092-411-4701
FAX 092-411-4703

5. 根拠法令

雇用保険法第62条、雇用対策法第18条

3 トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

1. 概 要

精神障害者または発達障害者を公共職業安定所（ハローワーク）または職業紹介事業者等（要件あり）の紹介で継続雇用することを目的に、雇入れ時は週所定労働時間が10時間以上20時間未満の雇用契約で一定期間雇用（3か月以上12か月以内、有期雇用契約）し、適性や業務遂行可能性を見極め、当該期間中に週所定労働時間20時間以上の就労に変更することを目指してトライアル雇用を実施する事業主へ助成する。

※週所定労働時間20時間未満の間は、雇用保険被保険者とならない。

2. 助成内容

対象者1人あたり、最大で月額4万円×12か月分
※対象労働者の出勤状況によって助成額が減額されることがある。

3. 対象者

精神障害者または発達障害者で、障害者短時間トライアル雇用を希望している者。

※他にも要件がありますので、詳しくは下記窓口までお尋ねください。

4. 対象事業主

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (2) 就労継続A型事業を実施している事業主でないこと。
 - (3) ハローワーク等からトライアル雇用に係る職業紹介を受ける以前に、雇用予約がないこと。
 - (4) トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、対象労働者を雇用したこと、職場適応訓練（短期の訓練を除く）を行ったことのないこと。
- ※他にも要件あり。

5. 窓 口

福岡労働局 福岡助成金センター
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎本館1F
TEL 092-411-4701
FAX 092-411-4703

6. 根拠法令

雇用保険法第62条

4 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

1. 概 要

障害者を公共職業安定所（ハローワーク）または職業紹介事業者等（要件あり）の紹介で雇入れ、一定期間雇用（原則3か月、有期雇用契約）し、適性や業務遂行可能性を見極め、継続雇用することを目的にトライアル雇用を実施する事業所へ助成する。

※継続雇用とは、雇用保険被保険者となり1年を超える期間が見込まれることを指す。

2. 助成内容

対象者1人あたり、最大で月額4万円×3か月分
※対象労働者の出勤状況によって助成額が減額されることがある。

3. 対象労働者

障害者雇用促進法第2条第1号に規定する障害者であって、次の（1）または（2）のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象者となる。

（1）重度障害者、重度知的障害者、精神障害者

（2）（1）以外の者であって、次のアからウまでのいずれかの要件を満たした者

ア 紹介日時点で、就労経験がない職業に就くことを希望している。

イ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している。

ウ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている。

※他にも要件あり。

4. 対象事業主

（1）雇用保険の適用事業主であること。

（2）就労継続A型事業を実施している事業主でないこと。

（3）ハローワーク等からトライアル雇用に係る職業紹介を受ける以前に、雇用予約がないこと。

（4）トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、対象労働者を雇用したこと、職場適応訓練（短期の訓練を除く）を行ったことのないこと。

※他にも要件あり。

5. 窓 口

福岡労働局 福岡助成金センター
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎本館1F
TEL 092-411-4701
FAX 092-411-4703

6. 根拠法令

雇用保険法第62条

5 障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金の支給

1. 内 容

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している場合は、その超過して雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給される。

2. 窓 口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
に4月1日から5月15日までに申請

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-10-17しんくみ赤坂ビル6階

TEL 092-718-1310

FAX 092-718-1314

3. 根拠法令・通知

障害者の雇用の促進等に関する法律第50条

6 障害者雇用納付金制度に基づく報奨金の支給

1. 内 容

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超過して障害者を雇用している場合は、その一定数を超過して雇用している障害者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給される。

2. 窓 口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
に4月1日から7月31日までに申請

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-10-17しんくみ赤坂ビル6階

TEL 092-718-1310

FAX 092-718-1314

3. 根拠法令・通知

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第4条

7 障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の支給

1. 内 容

障害者を雇用するために事業主が作業施設・設備の整備、職場介助者の配置等を行うための費用を助成する制度であり、機構の予算の範囲内で助成金を支給する。また、障害

者を雇用したことがない事業主が、障害者雇用を進めるため、職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習支援事業として職場実習受入謝金等を支給する。

2. 助成金の種類

- (1) 障害者作業施設設置等助成金
- (2) 障害者福祉施設設置等助成金
- (3) 障害者介助等助成金
- (4) 重度障害者等通勤対策助成金
- (5) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- (6) 障害者職場実習支援事業

3. 窓 口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-10-17しんくみ赤坂ビル6階
TEL 092-718-1310

FAX 092-718-1314

8 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき事業主が行う事務手続き一覧

項目	
	報告（手続等）先
	報告（又は手続き）の時期
	報告（手続等）の内容
障害者雇用状況報告	
	主たる事業所（本社）の管轄公共職業安定所長 毎年1回 6月1日から7月15日まで
	毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について企業全体の総括的状況と各事業所ごとの状況（厚生労働大臣の定める様式による）
障害者関係書類の備付けおよび保管	
	常時
	各事業所ごとに、当該事業所において雇用する障害者についての関係書類（名簿および障害者であることを証明するもの）を備付けるものとする。当該書類の保存期間は、死亡、退職（解雇）の日から3年間。
障害者職業生活相談員の選任と報告	
	事業所管轄公共職業安定所長
	選任したとき
	5人以上の障害者を雇用する事業主は、所定の資格を有する者を職業生活相談員に選任のつど報告。なお選任は、選任すべき事由の発生の日（雇用する障害者が5人になったとき）から3か月以内に行うこと。
障害者を解雇する場合の届出	
	事業所管轄公共職業安定所長
	解雇するとき（事前報告）

	障害者である労働者を解雇する場合当該労働者の氏名、解雇年月日、理由、その他を記載し届出を行う。（ただし、労働者の責に帰すべき理由の解雇、及び天災事変等やむを得ない理由で事業の継続が不可能になったときの解雇を除く。）
障害者の雇入れ計画の作成と提出	
	主たる事業所の管轄公共職業安定所長及び雇入れを予定する事業所の管轄公共職業安定所長 雇入れ計画作成命令をうけたとき
	障害者の雇用義務数に達しない事業主が法定雇用率以上にするため、厚生労働大臣（公共職業安定所長に委任）の命令をうけて障害者の雇入れ計画を作成し、所定の様式（計画の始期、終期、雇入数、その他）により提出する。
雇入れ計画の実施状況報告	
	主たる事業所の管轄公共職業安定所長及び雇入れを予定する事業所の管轄公共職業安定所長 毎年6月1日現在における実施状況（7月15日まで）計画の期間が満了したとき。（終期の翌日から45日以内）
	上記雇入れ計画に基づく雇入れの状況を所定の様式により報告。
障害者雇用納付金の申告及び納付	
	（法定雇用障害者数からの不足1人につき月額50,000円。但し、特例として、常用雇用労働者数が100人を超え200人以下の事業主については、40,000円に減額）
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課 当該年度分を翌年度4月1日～5月15日まで 常用雇用労働者数が100人を超える事業主（納付金0となる場合も含む）が所定の申告書により申告及び納付する。
障害者雇用調整金の申請（1人月額27,000円）	
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課 当該年度分を翌年度4月1日～5月15日まで 障害者雇用納付金の申告が必要な事業主のうち、雇用している障害者の数が法定雇用障害者数を超える事業主が、所定の申請書により申請する。支給は毎月10月。
在宅就業障害者特例調整金の申請	
	（「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」に「調整額（21,000円）」を乗じて得た額）
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課 当該年度分を翌年度4月1日～5月15日まで 障害者雇用納付金の申告が必要な事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った事業主が所定の申請書により申請する。支給は10月。

<p>報奨金の申請（1人月額21,000円）</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課</p> <p>当該年度分を翌年度4月1日～7月31日まで</p> <p>常用雇用労働者数が100人以下で、雇用している障害者の数が各月ごとの常用雇用労働者数の4%の合計数又は72人のいずれか多い数を超える事業主が所定の申請書により申請する。支給は毎年10月。</p>
<p>在宅就業障害者特例報奨金の申請 （「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」に「報奨額（17,000円）」を乗じて得た額）</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課</p> <p>当該年度分を翌年度4月1日～7月31日まで</p> <p>在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った事業主が所定の申請書により申請する。支給は10月。</p>
<p>助成金の認定及び支給申請</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課</p> <p>随時</p> <p>各種助成金の支給要件を満たした事業主が申請する。</p>

9 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

1. 内容

障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられている。概要は以下のとおり。

2. 窓口

税務署、市区町村税務担当課

3. 根拠法令・通知

地方税法、所得税法、法人税法、租税特別措置法

項目	要件	内容
機械等の割増償却措置	<p>次の要件すべてに該当（②、③については、いずれか1つに該当）</p> <p>①青色申告書を提出する法人又は個人事業主</p> <p>②障害者雇用割合50%以上（※雇用障害者数が20人以上である場合は25%以上）</p> <p>③法定雇用率2.3%（平成30年3月31日までは、2.0%）を達成しており、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者数の割合が55%以上</p> <p>④その年又はその前5年内の各年において、取得、製作、建設した機械・装置等のうち、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして、公共職業安定所の長の証明を受けたもの</p> <p>⑤確定申告書等に、適用対象資産について記載した償却限度額の計算に関する明細書を添付</p> <p>※雇用障害者数は、次の①～④の合計</p> <p>①常時雇用する障害者数（重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人を2人として計算）</p> <p>②短時間労働の対象障害者数の2分の1</p> <p>④短時間労働の重度身体障害者及び重度知的障害者数</p> <p>※②の対象障害者数とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者をいう</p>	<p>普通償却限度額の24%（工場用建物等は32%）の割増償却ができる（その他特例との重複適用ができません）。</p>
不動産取得税の軽減措置	<p>①障害者を20人以上雇用</p> <p>②雇用割合50%以上</p> <p>③障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第6号の助成金を受給して、平成17年3月31日までの間に取得した事業用施設（作業の用に供するものに限る）</p> <p>①②③の要件を満たし引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供したとき</p>	<p>当該施設にかかる価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額</p>

固定資産税の軽減措置	次の要件すべてに該当するもの ①雇用する心身障害者数が20人以上 ②常時雇用する労働者の総数に対する雇用心身障害者数の割合が2分の1以上 ③障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金を受給して平成2年1月2日から平成21年3月31日までの間に取得した家屋のうち、作業の用に供するもの ※雇用心身障害者数 常時雇用する心身障害者の数(重度心身障害者は1人を2人として計算) +短時間労働重度心身障害者数 +短時間労働精神障害者の数に2分の1を乗じた数	当該家屋に係る固定資産税の課税標準額(常時雇用する労働者の総数に対する雇用心身障害者数の割合を乗じた額に相当する部分)を6分の5の額とする(取得後5年間)
事業所税の軽減措置	次の要件すべてに該当するもの ①常時雇用する心身障害者の数と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数に2分の1を乗じた数を加算した数が10人以上 ②常時雇用する労働者の総数に対する、常時雇用する心身障害者の数(重度心身障害者は1人を2人として計算)と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数に2分の1を乗じた数を加算した数の割合が2分の1以上 ③障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの	資産割の課税標準となるべき事業所床面積の2分の1に相当する面積を控除
従業員割	障害者を雇用	従業員給与総額のうち、障害者給与を控除

助成金の非課税措置等	次の助成金を受けて固定資産を取得 ①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③重度障害者等通勤対策助成金 ④重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ⑤障害者能力開発助成金	固定資産の取得または改良に充てられた助成金の額は、総収入金額に不算入(所得税)または圧縮記帳により損金算入(法人税)とする
------------	--	---

10 福祉資金(生業・技能習得)の貸付(生活福祉資金)

1. 内容
 - 生業を営むため、または就職及び技能を習得するために必要な経費の貸付を行う。
2. 対象
 - 低所得世帯、障害者世帯
3. 貸付限度額
 - (1) 生業費
 - 4,600,000円以内
 - (2) 技能習得費
 - 技能を習得する期間が
 - 6か月程度 1,300,000円以内
 - 1年程度 2,200,000円以内
 - 2年程度 4,000,000円以内
 - 3年以内 5,800,000円以内
4. 据置期間
 - 6か月以内
5. 償還期間
 - (1) 20年以内
 - (2) 8年以内
6. 利子
 - 保証人がいる場合は無利子
 - 保証人がいない場合は年1.5%
7. 窓口
 - 市町村社会福祉協議会
8. 根拠法令・通知
 - 生活福祉資金の貸付けについて(厚生労働省事務次官通知)

1.1 施設入所者更生訓練費の支給

【126～128頁 No.69 参照】

1. 内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者、また、身体障害者更生援護施設において更生訓練を受けた場合に訓練費用を支給する制度。

2. 対象

身体障害者更生援護施設で入所もしくは通所で訓練を受けている者、就労移行支援事業又は自立訓練を利用している者。（ただし、定率負担に係る利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村がみとめた者）

3. 支給額

市町村が認めた額

4. 窓口

市町村障がい福祉担当課

（市町村により実施していないところがあります）

5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第77条第2項

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

1.2 知的障がい者職親委託

【126～128頁 No.37 参照】

1. 内容

知的障がいのある方を職親に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練を行う制度。

2. 対象

知的障がいのある方

3. 窓口

市区町村障がい福祉担当課

（市町村により実施していないところがあります）

4. 根拠法令・通知

知的障害者職親委託制度の運営について

（厚生省社会局長通知）

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

1.3 福岡障害者職業センター

1. 業務内容

障害者、事業主及び就業支援を行う関係機関に対して、次の職業リハビリテーションサービスを実施している。

- ・職業相談・職業評価（就職や職場適応に向けた取り組みや支援プランを考えるための相談・職業評価を行う）
- ・職業準備支援（就職に向けての課題の改善や基本的知識の習得等の支援を行う）
- ・ジョブコーチ支援（職場にジョブコーチが出向き、就職あるいは就職後の職場定着に向けて支援を行う）
- ・リワーク支援（うつ病等で休職している方に職場復帰

に向けたウォーミングアップ等の支援を行う）

- ・事業主支援（障害者の雇入れや雇用継続にかかる助言等を行う）
- ・関係機関への助言・援助業務（職業リハビリテーションに係る支援技法に関する助言・援助と研修の実施）

2. 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、その他の障害者

3. 開設時間

月曜日～金曜日 8：45～17：00（祝日、年末年始を除く）

4. 所在地

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-6-19

ワークプラザ赤坂5F

TEL 092-752-5801

FAX 092-752-5751

・北九州支所

〒802-0066

北九州市小倉北区萩崎町1-27

TEL 093-941-8521

FAX 093-941-8513

1.4 障害者就業・生活支援センター

【358～359頁参照】

1. 業務内容

就職を希望する障がいのある人、職場不適應により離職した障がいのある人や離職のおそれがある在職中の障がいのある人に対し、身近な地域で、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。

2. 対象者

身体・知的・精神及びその他の障がいのある人

3. 根拠法令・通知

障害者の雇用の促進等に関する法律

1.5 福岡障害者職業能力開発校

1. 業務内容

障がいのある方に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある方の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施する。

（1）応募資格

- ア 義務教育修了者及び高卒程度（卒業見込者含む）またはこれと同等の学力を有する障がいのある方
- イ 就職の意志を有し、訓練等健康面で集団生活に支障のない方

（2）応募手続

居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で

職業相談の上、入校願書・健康診断書（様式指定）及び障がい者手帳の写しなどを提出してください。（入校願書と健康診断書はハローワークにあります）
応募手続きに関する詳しい内容は福岡障害者職業能力開発校までお問い合わせください。

(3) 科目（令和元年7月1日現在）

課程	科名	募集定員	訓練期間
普通	機械CAD科	20	1年
	OA事務科	20	1年
	プログラム設計科	20	2年
普通	建築設計科	20	1年
	商業デザイン科	20	
短期	流通ビジネス科	30※	1年
	総合実務科	20	

※うち5名は視覚障がいのある方対象

◇普通課程は高校卒業程度（卒業見込者含む）又はこれと同等の学力を有する18歳以上の方、短期課程は義務教育修了者又はこれと同等の学力を有する方が対象

◇通校が不便な方には校内に寮設備がある

2. 所在地

北九州市若松区大字蛸住1728-1
TEL 093-741-5431
FAX 093-741-1340

16 障がいの多様なニーズに対応した委託訓練
（知識・技能習得訓練コース）

1. 事業内容

企業や民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、就職等に必要知識・技能を習得するための職業訓練を実施する。

2. 実施主体

福岡障害者職業能力開発校

3. 訓練対象者（下記のすべての要件を満たす方）

- ・公共職業安定所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望する方。
- ・訓練を受講する上で、健康面と集団生活に支障の無い方。
- ・身体障がい、精神障がい、知的障がい、難病等のある方。（手帳の有無を問いません。）

4. 利用者負担金

受講料無料。ただし、テキスト代、検定受験料、訓練生災害保険料等は受講者の負担。

5. 窓口

福岡障害者職業能力開発校
〒808-0122
北九州市若松区蛸住1728-1
TEL 093-741-5431

6. 根拠法令・通知

平成16年3月31日能発第0331021号厚生労働省職業能力開発局長通知「一般校を活用した障害者職業能力開発事業及び障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施について」

17 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部

1. 業務内容

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部では、高齢者及び障害者の雇用に関する相談・援助、給付金・助成金の申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等の業務を実施している。

2. 開設時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

3. 所在地

〒810-0042
福岡市中央区赤坂1-10-17しんくみ赤坂ビル6階
TEL 092-718-1310
FAX 092-718-1314

18 福岡市障がい者就労支援センター

1. 業務内容

・個別支援

障がいのある方の一般就労をすすめるため、就労支援コーディネーターが相談に個別に応じ、関係機関との連携の下、ご本人に適した職場の開拓やジョブコーチ支援（※）、そして就職後の職場定着をめざしたアフターフォローなどの一貫した支援を提供しています。

※ジョブコーチ…障がいのある方が働く職場に直接出向き、その職場で、障がいのある方ご本人が自立した仕事ができるように支援するスタッフ

・事業所支援

市内の民間就労支援機関の職員を対象とした研修会や出前講座を実施しています。また、就労支援機関が支援する障がい者に対し、就労支援員へのバックアップを行い共働で支援を行っています。

・企業支援

障がい者雇用サポートデスクを開設し、企業の障がい者雇用にかかる各種相談に対応しています。また、企業セミナーを開催し、障がい者雇用の啓発に努めています。

2. 対象者

- ・原則として、福岡市在住で就職を希望する、または就労中の15歳以上の障がいのある方、及びその家族

- ・障がいのある方を雇用しようとしている、または雇用中の事業所
- ・障がいのある方を支援している教育・医療・福祉などの関係機関

3. 所在地

〒810-0072
福岡市中央区長浜3丁目11-3
TEL 092-711-0833
FAX 092-711-0834

19 アビリンピック福岡（福岡県障害者技能競技大会）

1. 内容

障がい者が日ごろ職場等で培った職業技能を競うことにより、①その職業能力の向上を図るとともに、②企業や社会一般の方が障がい者に対する理解と認識を深め、③その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として実施している。

2. 実施主体

福岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部

3. 対象

以下の（1）～（4）のいずれにも該当する者

（1）対象となる障がい者

- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者

（2）4月1日現在で15歳以上の者

（3）競技時間に十分に耐えられ、かつ競技に支障をきたさない者

（4）参加を希望する競技種目において、全国障害者技能競技大会の直近5大会で金賞を受賞したことの無い者

4. 費用負担

無料

5. 申請方法

3月～5月上旬を目途にホームページから申込書をダウンロードし、FAXにて申込みを行う。

※詳細は、福岡支部「地方アビリンピック」を参照

http://www.jeed.or.jp/location/shibu/fukuoka/40_ks.html

6. 窓口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
〒810-0042
福岡市中央区赤坂1-10-17しんくみ赤坂ビル6階
TEL 092-718-1310
FAX 092-718-1314

7. 根拠法令・通知